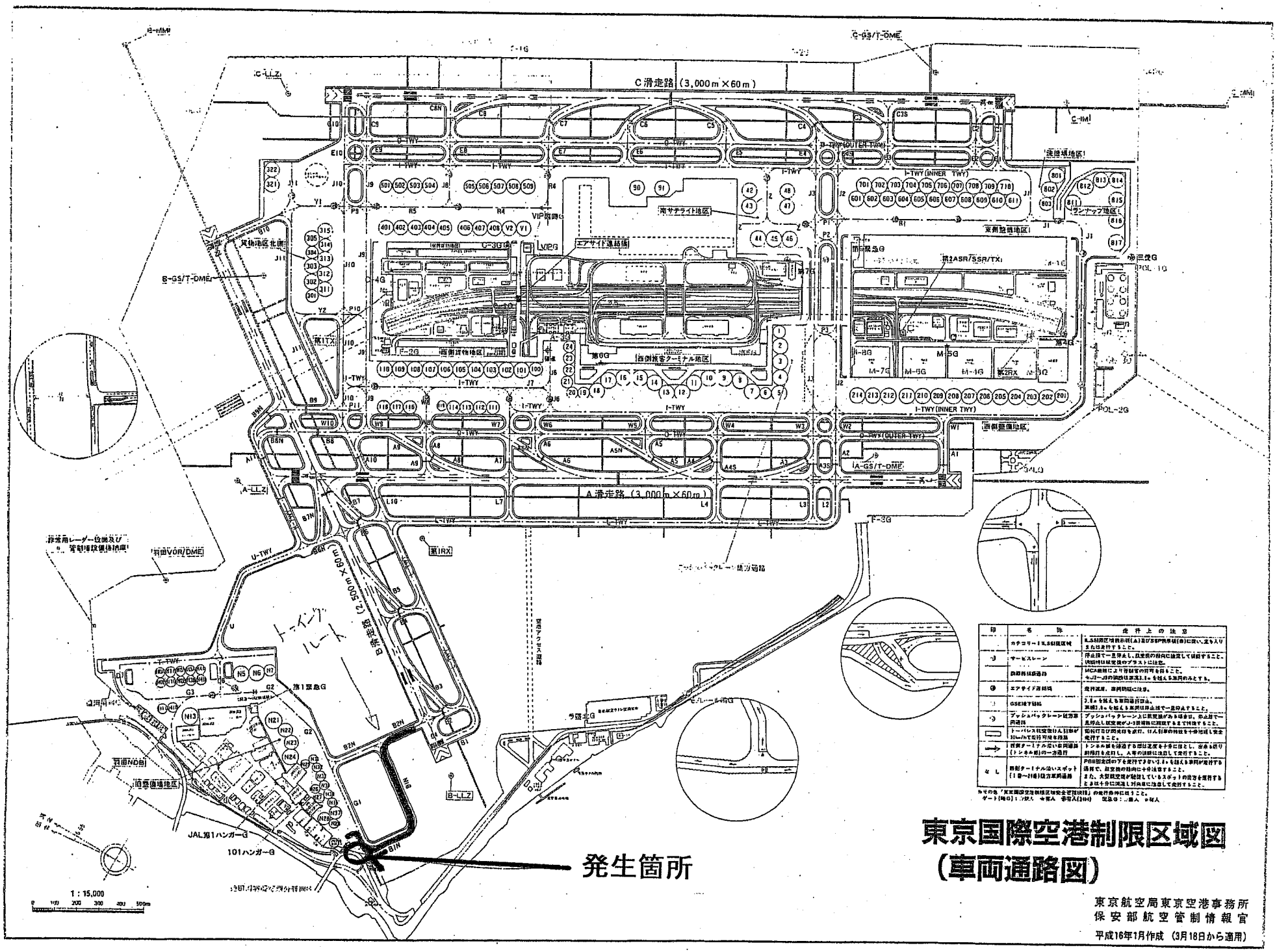

印	名称	走行上の注意
	カテゴリーⅡILS限定地区	ILS限定地区表示灯（A）及びSSP表示灯（B）に従い、立ち入りまたは走行すること。
	サービスレーン	停止線で一旦停止し、航空機の移動に注意して通行すること。（特別車は航空機のプラスに注意。）
	西側貨物区通路	MCA無線による管制官の許可を得ること。キロ7～J8の区間は速度3.1m を超える車両のみとする。
	エアサイド連絡橋	走行速度、車間距離に注意。
	GS区域下通路	2.1m を超える車両通行不可。車幅3.1m を超える車両は停止線で一旦停止すること。
	ブッシュバックレーン横断車両通路	ブッシュバックレーンに航空機がある場合は、停止線で一旦停止し航空機がJ-3誘導路に到達するまで待機すること。
	トーバレス牽引車（1人引車）30km/hで低速走行車両通路	徐行（5km/h）を守り、1人引車の特性を十分考慮し安全走行すること。
	駐機ターミナルないスポット（1番～16番）横方車両通路	トンネル部を通過する際は速度を十分に落とし、前後を走り抜け禁止を守り、人等の誘導に注意して走行すること。
	駐機ターミナルないスポット（1番～16番）縦方車両通路	P68固定灯の下を走行できない3.1m を超える車両が走行する通路で、航空機の移動に十分注意すること。また、大型航空機が駐機しているスポットの横方を走行するときは十分に減速し列車間に注意して走行すること。

※その他「東京国際空港制限区域安全管理規程」の走行条件に従うこと。
ゲート（略号）：○歩人　＊車人　※車人（自転）　気温0：△歩人　◆歩人

東京国際空港制限区域図
（車両通路図）

東京航空局東京空港事務所
保安部航空管制情報官

平成16年1月作成（3月18日から適用）

別紙

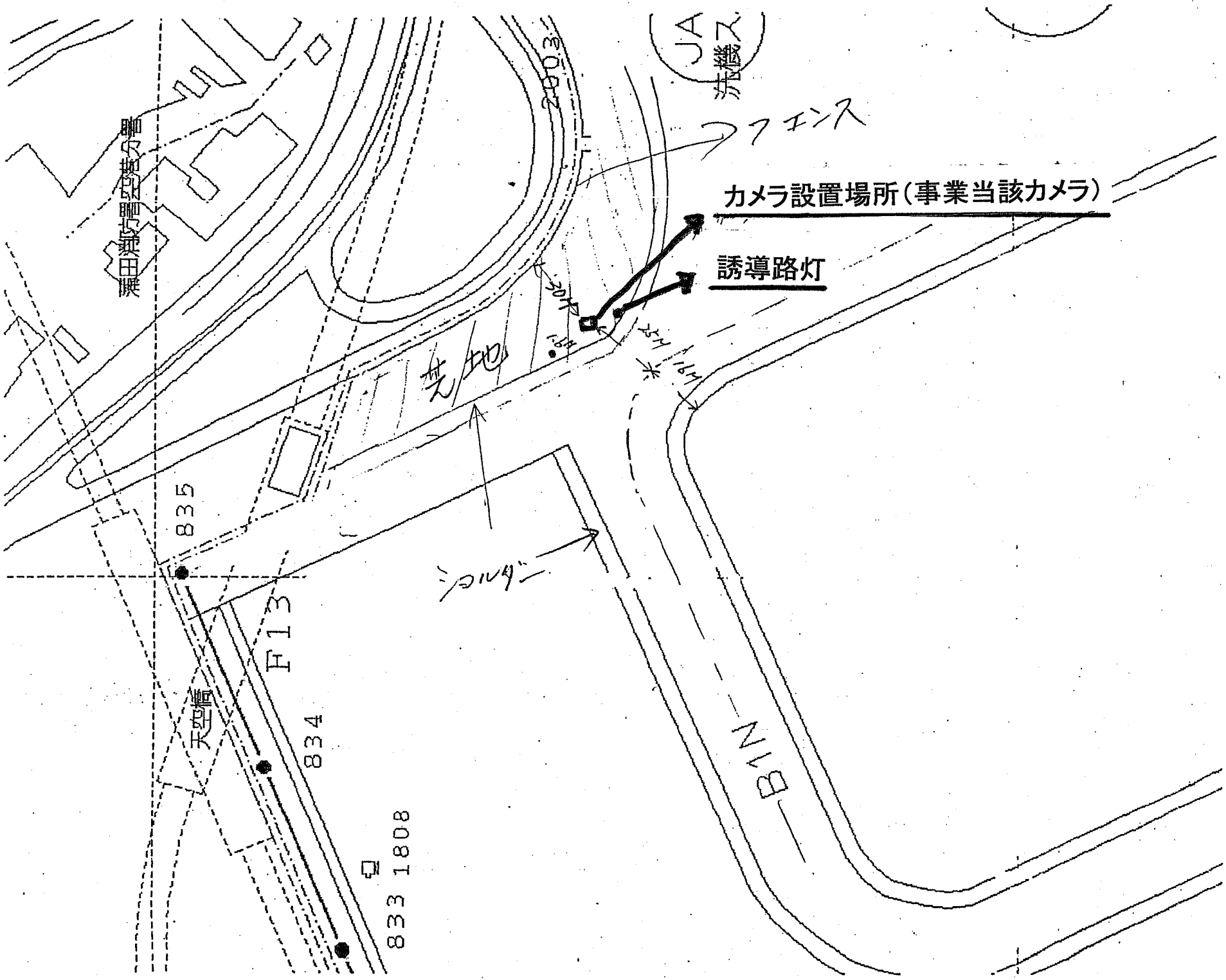
カメラ設置場所（事業当該カメラ）
誘導路灯
フェンス
JA
法人
835
834
833
1808
F13
B14
空地
シャルダー